

請願第1号の1 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める
請願（意見書採択）

受理年月日 令和2年2月12日

請願者 団体名 全日本年金者組合
箕面支部
支部長 [REDACTED]
所在地 [REDACTED]

紹介議員 神田 隆生、名手 宏樹、村川 真実

請願の趣旨 加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど日常生活の質を落とす大きな原因になっています。最近では、加齢性難聴によるコミュニケーションの減少で、脳の機能低下につながり、鬱や認知症の原因になると考えられています。また、背後からの車両の接近に気づかず交通事故や犯罪被害に遭いやすくなることも懸念されます。

日本の難聴者率は、欧米諸国に比べて大差はありませんが、補聴器使用率は低くなっています。2018年に日本補聴器工業会が行った調査によると、イギリス47.6%、フランス41%、ドイツ36.9%、アメリカ30.2%、日本は14.4%です。その原因は、日本では補聴器の価格が片耳あたり概ね3万円から20万円と高額で、保険適用がなく、全額自己負担となっているためと考えられます。身体障害者福祉法第4条に規定される高度・重度難聴者であれば、補装具費支給制度により1割負担で購入できますが、その対象者は僅かであり、大多数の人は自費で購入しているため、特に低所得の高齢者に対する配慮が求められます。

欧米では、補聴器購入に対する公的補助制度があり、日本でも一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対し補助を行っています。補聴器の普及を向上させることで、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症予防や交通事故防止、ひいては健康寿命の延伸、医療費抑制にもつながると考えます。

よって、国において加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設することを求める意見書（案）の採択及び箕面市で加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう、請願いたします。

- 請願項目
- 1 国において加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設することを求める意見書（案）を採択すること
(議会運営委員会所管)
 - 2 箕面市で加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設すること
(民生常任委員会所管)

地方自治法第124条の規定により上記の請願書を提出します。

令和2年2月12日

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書（案）

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど日常生活の質を落とす大きな原因になっています。最近では、加齢性難聴によるコミュニケーションの減少で、脳の機能低下につながり、鬱や認知症の原因になると考えられています。また、背後からの車両の接近に気づかず交通事故や犯罪被害に遭いやすくなることも懸念されます。

日本の難聴者率は、欧米諸国に比べて大差はありませんが、補聴器使用率は低くなっています。その原因は、日本では補聴器の価格が片耳あたり概ね3万円から20万円と高額で、保険適用がなく、全額自己負担となっているためと考えられます。身体障害者福祉法第4条に規定される高度・重度難聴者であれば、補装具費支給制度により1割負担で購入できますが、その対象者は僅かであり、大多数の人は自費で購入しているため、特に低所得の高齢者に対する配慮が求められます。

欧米では、補聴器購入に対する公的補助制度があり、日本でも一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対し補助を行っています。補聴器の普及を向上させることで、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症予防や交通事故防止、ひいては健康寿命の延伸、医療費抑制にもつながると考えます。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2020年 月 日

大阪府箕面市議会